



金 沢 市 公 報

第 2 7 0 0 号

平成23年(2011年)8月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
市長の職務代理について (総務課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	3
平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	3
公 告	
金沢農業・農村総合振興計画の変更について (農業総務課)	4
土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	4

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (")	4
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (")	5
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	5
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の一部取消しについて (")	5
開発行為に関する工事の完了について (")	5
監査公表	
監査公表(第11号) (監査事務局)	6
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単 料金の算定について (経営企画課)	7
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単料金の算定について (")	8

告 示

●金沢市告示第214号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成23年8月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営表参道自転車駐車場

金沢市営十間町自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第4自転車駐車場
 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
 金沢市営武蔵自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
自転車 154台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成23年7月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成23年8月11日から同年11月10日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第215号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	21台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	7台	
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	6台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	8台	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	7台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	7台	
千木町地内	1台	
東山1丁目地内	1台	
安江町地内	5台	
荒屋町地内	1台	
西金沢3丁目地内	15台	
北安江1丁目地内	1台	
菊川1丁目地内	3台	
寺町1丁目地内	1台	
小金町地内	1台	
額新町1丁目地内	1台	
鳴和1丁目地内	1台	
笠舞2丁目地内	1台	
長土堀2丁目地内	1台	

木ノ新保町地内	自 転 車	2台
西念4丁目地内	自 転 車	4台
入江3丁目地内	自 転 車	4台
武蔵町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
粟崎町地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
入江2丁目地内	自 転 車	1台
浅野本町地内	自 転 車	1台
西都1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成23年7月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成23年8月11日から平成24年2月10日まで
- (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第216号

平成23年8月25日から同年9月1日までの間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、市長の職務を副市長 丸口 邦雄が代理します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
戸室新保町 会	主たる事務所 の所在地	金沢市戸室新保口335番地甲	金沢市戸室新保イ83番地	平成23年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	高田 正之 金沢市戸室新保口335番地甲	若宮 満 金沢市戸室新保イ83番地	

●金沢市告示第218号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

437	三池はすの里公園	金沢市三池高柳土地区画整理事業地内 2街区1 - 2番地先	平成23年 7月1日			を
-----	----------	----------------------------------	---------------	--	--	---

437	三池はすの里公園	金沢市三池高柳土地区画整理事業地内 2街区1-2番地先	平成23年 7月1日		
438	戸板東公園	金沢市戸板第二土地区画整理事業地内 19街区2番地先	平成23年 8月11日		

改める。

公 告

金沢農業・農村総合振興計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号口の規定により公告し、当該計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 金沢農業・農村総合振興計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年8月11日から同年9月12日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成23年8月11日から同年9月12日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
北元 喜洋	金沢市太陽が丘3丁目109番地	平成23年7月28日
川尾 邦明	金沢市太陽が丘2丁目117番地	平成23年7月28日
田上 淳一	金沢市田上本町ヲ102番地	平成23年7月28日
松川 聡	金沢市長坂1丁目9番3号	平成23年7月28日
吉川 光久	金沢市新竪町3丁目74番地	平成23年7月28日
舟越 英丸	金沢市御所町寅77番地2	平成23年7月28日
高柳 祥一	金沢市鈴見台3丁目12番13号	平成23年7月28日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市田上本町土地区画整理組合	平成9年3月11日から平成25年3月31日まで	金沢市田上本町三、四、五、六、七、九、ト、チ、リ及び又の全部並びに田上本町二、八、二、へ、ル及びソ、田上町イ、レ、ナ、ラ及びキ並びに錦町一の各一部	金沢市田上本町ヲ103番地	平成9年3月7日	事業施行期間(変更前) 平成9年3月11日から平成25年3月31日まで (変更後) 平成9年3月11日から平成28年3月31日まで	平成23年8月4日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市田上本町土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第141号	法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路	平成23年8月4日	金沢市橋場町104番4及び105番4	11.5	19.4 ~ 19.8

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を一部取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

一部取り消した道路の位置等

指定番号	取り消した指定道路の種類	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第244号	第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路	平成23年8月2日	金沢市長田2丁目529番1の一部	9.1	4.3

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成23年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市長町3丁目551番1及び551番3から551番8まで	金沢市北塚町東164番地1 株式会社竹田住建 代表取締役 竹田 國光	道路 金沢市長町3丁目551番1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年8月11日

金沢市監査委員 篠 田 健
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 高 村 佳 伸
 金沢市監査委員 苗 代 明 彦

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年7月1日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局職員課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年4月11日（平成23年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・特殊勤務手当の支給手続と方法について 指摘事項 特殊勤務手当にかかる勤務簿と整理簿の突合など、支給に関する文書管理事務上のミス発生を防止する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>・臨時的任用職員について 意見 市立保育所の臨時的任用職員について、任用期間満了後に再度任用することにより、最長5年までの任用を可能とする運用は、臨時的任用の趣旨に沿うよう、計画的な解消を図る必要がある。</p> <p>・月の途中で退職した非常勤職員の報酬について 指摘事項 非常勤職員が退職した月の報酬の支給については、月額支給から日割り支給へ見直すべきである。</p> <p>・関係団体等への派遣職員について 意見 派遣職員の従業務に関する協定書の記載内容については、派遣職員の業務が無制限に広範化しないよう、より具体的な記述とすべきである。</p>	<p>各所属長及び担当者への通知による周知徹底を図るとともに、職員課での確認作業を徹底するなどチェック体制を強化した。</p> <p>市立保育所の臨時的任用職員については、平成22年度より臨時的任用職員の非常勤職員化を進めており、今後も計画的に解消を図っていく。</p> <p>条例を改正し、平成23年4月1日より非常勤職員が退職した月の報酬の支給を、日割り支給へと改めた。</p> <p>金沢芸術創造財団など協定書の記載内容については従業務を精査し、可能な限り具体的な記述を行った。</p>

<p>意見 金沢コンベンションビューローへの派遣職員が実際に従事した業務の一部については、市の事業との密接な関連性があるとは言い切れないものもあることから、協定との整合性について見直すべきである。</p> <p>意見 派遣先団体の事務局業務等については、団体の自立を促進するためにも団体で雇用された職員への移行を図り、派遣職員の引き上げをより一層進めるべきである。</p> <p>・職員互助会への負担金について</p> <p>意見 金沢市職員互助会の共同事業における累積剰余金のうち、市負担分については市へ返納すべきである。</p>	<p>平成23年度に金沢コンベンションビューローへの正規職員の派遣を取りやめた。</p> <p>平成23年度に2財団3名の正規職員の引き上げを行った。今後も財団の運営状況等を踏まえ、引き上げを推進していく。</p> <p>共同事業における累積剰余金の市負担分については、平成23年5月に市へ返納した。</p>
--	--

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第21号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年8月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成23年4月1日から同年6月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 58,130円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 76,400円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 60,220円

2 原料価格変動額 3,500円

算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 60,220円（1トン当たり平均原料価格）= 3,500円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 3,500円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から2.87円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

4 平成23年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	223円88銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	221円88銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	209円38銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	207円55銭

E 表 (1 箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	202円55銭
------------------------------------	--------	---------

●金沢市公営企業告示第22号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年 8月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成23年 4月 1日から同年 6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 76,400円
- (2) 原料価格変動額 11,600円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 76,400円（1トン当たり平均原料価格）= 11,600円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 11,600円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から23.67円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年 9月 1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	397円63銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	388円53銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成23年 4月 1日から同年 6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 76,400円
- (2) 原料価格変動額 11,600円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 76,400円（1トン当たり平均原料価格）= 11,600円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 11,600円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から23.67円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年 9月 1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	397円71銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	388円61銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 76,400円
- (2) 原料価格変動額 11,600円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 76,400円 (1トン当たり平均原料価格) = 11,600円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 11,600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から23.67円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	376円48銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	367円38銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 76,400円
- (2) 原料価格変動額 11,600円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 76,400円 (1トン当たり平均原料価格) = 11,600円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 11,600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から23.67円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	420円9銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	410円99銭

平成23年(2011年)8月11日 印刷
平成23年(2011年)8月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄